十一　農業行政費

農家数

［1～6　略］

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0529 \times \alpha + 0.0336 \times \beta + 0.0048 \times \gamma) \div A$$

［略］

［8～10　略］

十二　林野行政費

公有以外の林野の面積

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times 283\text{円} + C \times 12{,}536\text{円} + D \times 9\text{円}}{5{,}150 \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

C　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数

D　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

2　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積（第二十九条の四において「都道府県譲与基準面積」という。）は、当該都道府県の区域内の各市町村に係る施行後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積（以下この表において「私有林人工林面積」という。）を森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の規定により補正した数を合算した数として総務大臣が調査した数とする。

3　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数（第二十九条の四において「都道府県譲与基準従業者数」という。）は、森林環境税法第二十九条及び森林環境税法施行規則第二条第二項に規定する各

十一　農業行政費

農家数

［新設］

［1～6　同上］

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0525 \times \alpha + 0.0335 \times \beta + 0.0048 \times \gamma) \div A$$

［同左］

［8～10　同上］